

減らそう!

10月は
食品ロス削減月間

食品ロス

日本における食品ロス

年間
約**600万ト**
が
食品ロス

※農林水産省
「平成30年度推計」



食べることができる食品が廃棄されてしまうことを「食品ロス」といいます。日本では1人1日あたり130グラム（お茶碗一杯分）、年間で約47キログラムにもなります。日本全体では毎日10トントラック約1,640台分の食品が捨てられています。「もったいない」を意識して食品ロスを減らしましょう。

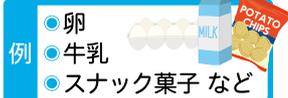
違いは何？

『**賞味期限**』と『**消費期限**』



賞味期限

おいしく食べられる期限のことで、期限を過ぎててもすぐに食べられなくなるということではありません。



消費期限

安全に食べられる期限のことで、期限を過ぎたら食べないでください。



3つの『ない』で食品ロス削減!

01 買いすぎない

買い物前に冷蔵庫を確認し、必要な物だけ買いましょう。

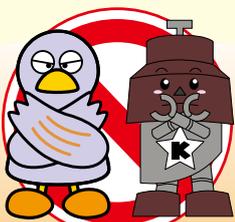
02 作りすぎない

冷凍保存や残った料理のリメイクなど、食べきる工夫をしましょう。

03 残さない

自分が食べきれぬ適量を知り、小盛りや小分けを上手に活用しましょう。

問い合わせ…資源循環課 ☎048-228-5370 FAX048-228-5322



埼玉県と県内63市町村の合言葉
ストップ! 滞納

10月~12月は
滞納整理強化期間

令和2年度の税収はおよそ984億円、収納率は97.3%となる見込みです。多くの皆さんが納期限内に税金を納めている一方、督促をしても納めなかつたにに対し、本市は税負担の公平性の観点から差し押さえなどにより、厳正に対処しています。

納められた税金は、コロナ禍における市保健所の運営や子育て・保育環境の充実、市内経済の活性化、都市基盤整備の推進などに活用されています。

今後も税収入を確実に確保するため、本市をはじめ県内63市町村と埼玉県では「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めていきます。

納税が困難なときはご相談ください

特別な事情があり、市税などを納期限までに納めることができない場合、分割での納付や、納期限を延長することができる場合があります。早めにご相談ください。

また、FP(ファイナンシャルプランナー)による生活改善型納税相談も実施しています。

●FP納税相談開催予定日

令和4年1月25日(火)※要予約

延滞金が発生する場合があります

納期限を過ぎると、納付日までの日数に応じて延滞金の計算を行います。計算の結果、千円を超えると支払いの必要が生じます。利率は年により異なり、本年は年利8.8%(最初の1カ月は2.5%)です。

問い合わせ…納税課
国保収納課

☎048-259-7949
☎048-259-7671

FAX048-258-4805
FAX048-258-4087

差し押さえ(滞納処分)

地方税法では、税金を滞納した場合は、財産を差し押さえ、処分することにより徴収しなければならないと定められています。差し押さえを受けると、所有する財産の処分が自由でできなくなり、市が権利を得て、税金に充当します。市が差し押さえる財産には、主に次のようなものがあります。

- 給与・賞与・年金
- 売掛金
- 預貯金・生命保険
- 不動産
- 自動車
- 捜索で発見された動産

口座振替をご利用ください

市税などの納付には、安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。